



WTO農業交渉枠組みについて合意成立

(社) 北海道地域農業研究所 常務理事 鈴木 隆

一、交渉の概要

七月二七日からスイス・ジュネーブで開催されたWTO一般理事会は、八月一日モダリテイの枠組みに関する合意文を採択して閉会しました。関係者は、ここに至るまで昨年のカンクンの二の舞を避けるため、多くの争点を先送りして枠組み合意にこぎつけました。農業問題で最大の焦点であった、コメなど重要品目の取り扱いについて日本の主な主張が盛り込まれて、急激な市場開放がひとまず回避されました。

また、二〇〇四年末までとしていた新ラウンドの包括最終合意期限を最低一年延長すること、来年十二月に香港で閣僚会議を開催することを決定しました。

しかし、コメなど重要品目は大幅な関税引き下げの

対象から外れる例外扱いとなったものの、他の農産品について大幅な関税引き下げとならないように監視することが重要です。

これからの交渉は、今回の枠組み合意に沿って関税削減方式や数値目標などを詰める段階に入るだけに、今後の合意形成は更にむずかしくなることが予測できます。

二、枠組み合意事項(抜粋)

(一) 国内支持

・総合AMS、デミニミス及び青の政策から成る全ての貿易歪曲的国内支持の合計は、階層方式に従って削減。

・貿易歪曲的国内支持の合計は、実施期間の初年度及び実施期間を通じて総合AMS、デミニミス及び別途定める青の政策の合計が八〇%を超えないものとする。

・AMSの最終約束水準は、階層方式により、実質的に削減。

・品目別AMSの上限については、今後合意される方法による平均水準として設定。

・デミニミスの削減

・デミニミスの削減は、途上国に関する特別かつ異なる待遇に配慮しつつ協議。

・青の政策

生産調整の下での直接支払いについては、固定された面積に基づく支払いである等の要件、生産が求められない直接支払いについては、固定された面積に基づく支払いである等の要件については、追加的な要件とともに今後交渉する。

過去の期間における農業総生産額の平均の五%を上限とする。

・緑の政策

緑の政策の基準は、貿易歪曲性がいか又は最小限であることを確保する観点から再検証及び明確化。

この場合、緑の政策の基本的な概念、原則及び効果が維

持され、非貿易的関心事項が考慮されることが必要。

(二) 輸出競争

・輸出補助金の今後合意される期限までの撤廃。

・償還期間一八〇日を超える輸出信用等を今後合意されるまで撤廃。

・償還期間一八〇日以下に対する規律は今後更に交渉。

・食料援助の商業貿易代替防止の観点から今後合意される運用上効果的な規律を課す。

(三) 市場アクセス

・関税削減方式は先進国・途上国に対する単一のアプローチとし、階層方式による。

・関税削減はセンシティブ品目に対する柔軟性を認めつつ高関税ほどより大幅な削減。

・階層の数・決め方 各階層内の関税削減方式は、今後の交渉対象。

・センシティブとして取り扱われる関税品目としては、関税割当約束その他の約束を考慮しつつ、今後の交渉によって決められる適切な数を指定。

・農業の特別セーフガードの問題は、今後の交渉対象。

資料：「WTO一般理事会の結果概要」 農林水産省 平成十六年八月